

○泉南市債権管理条例施行規則

平成30年3月31日規則第12号

泉南市債権管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、泉南市債権管理条例（平成30年泉南市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長 市の債権を所管する部長（泉南市財務規則（昭和59年泉南市規則第4号）第2条第4号に規定する部長をいう。）をいう。
- (2) 課長 市の債権を所管する課長（泉南市財務規則第2条第5号に規定する課長をいう。）をいう。
- (3) 債権管理者 債権管理に関する事務を統括する職員をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(職員の責務)

第3条 債権管理に係る事務に当たる職員（以下「職員」という。）は、債権管理に関する法令等を遵守し、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 職員は、債権管理に関する研修その他の機会を積極的に活用することにより、知識の習得に励まなければならない。

(債権管理者の指定等)

第4条 債権管理者は、当該債権の発生の原因となった事務又は事業を所管する課長をもって充てる。

2 債権管理者は、債権管理の適正を期するため、職員の債権管理に係る事務の執行を管理し、監督する。

3 部長は、債権管理の適正を期するため、債権管理事務の処理について必要な調整を行う。

(債権管理台帳の整備)

第5条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げるところによる。

- (1) 債権の名称及び分類（消滅時効の期間及び時効の援用の要否を含む。）
- (2) 債務者の氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）及び連絡先
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の発生日及び履行期限に関する事項
- (5) 債権の履行状況に関する事項
- (6) 債権の管理履歴に関する事項
- (7) 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 債権管理台帳の整備については、前項各号に掲げる事項の全部又は一部を債権管理台帳以外の記録（電磁的記録を含む。）により確認することができる場合においては、当該記録を債権管理台帳の全部又は一部とみなすことができる。

(徴収計画)

第6条 条例第6条に規定する徴収計画は、現年に繰り越された収入未済額がある債権について、前年度会計の出納閉鎖の日の状況に基づき、債権管理者が毎年度6月末日までに、次に掲げる事項を記載した年度の徴収計画を策定するものとする。

- (1) 未収の状況
- (2) 目標とする徴収額及び徴収率
- (3) 前年度の実績
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市の債権の管理について必要な事項

2 前項の徴収計画の公表は、市のホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

(延滞金の減額)

第7条 条例第8条第1項ただし書のやむを得ない理由は、次に掲げる事由により当該債務を履行することが困難であると認められるものとする。

- (1) 債務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと。
- (2) 債務者又はその者と生計を一にする者が死亡し、負傷し、又は疾病にかかったこと。
- (3) 債務者又はその者と生計を一にする者が失業し、又はその事業を廃止し、若しくは休止したこと。
- (4) 債務者又はその者と生計を一にする者がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものであると特に認める事由

2 減額の割合は、10割とする。

3 延滞金の減額を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添えて、書面により市長に申請しなければならない。

(遅延損害金の減額)

第8条 遅延損害金の減額については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「条例第8条第1項ただし書」とあるのは「条例第9条第2項において準用する条例第8条第1項ただし書」と、同条第3項中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替える。

(保証人に対する履行請求)

第9条 条例第11条に規定する保証人に対する履行の請求は、保証人及び債務者の住所、氏名又は名称、履行すべき金額、履行の請求をすべき理由、弁済の充当の順序その他履行の請求に必要な事項を明らかにした保証債務履行請求書を保証人に送付することにより行わなければならない。

(債務名義の取得要件)

第10条 条例第12条の規定による債務名義の取得に係る手続は、次の各号のいずれにも該当した場合に開始するものとする。

- (1) 債務者の住所又は所在地が日本国内において確認できており、督促及び法的措置の実施を予告する催告（以下「法的措置予告催告」という。）に係る文書が当該債務者に到達していること。
- (2) 債務者が法的措置予告催告後1か月を経過してもなおその債務を履行せず、かつ、納付の交渉にも応じず、履行の意思がないと認められること。

(履行期限の繰上げ)

第11条 条例第14条に規定する履行期限を繰り上げることができる理由は、次に掲げるところによる。

- (1) 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 債務者が自ら担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- (3) 債務者が担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。
- (4) 相続について限定承認があったとき。
- (5) 財産分離の請求があったとき。
- (6) 相続財産法人が成立したとき。
- (7) 会社が解散したとき。
- (8) 契約による期限の利益を喪失したとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、債務者において信用不安が生じたと認めるとき。

2 条例第14条に規定する履行期限の繰上げの通知は、履行期限を繰り上げる旨及びその理由その他必要な事項を明らかにした履行期限繰上通知書を債務者に送付することにより行わなければならない。

(債権の保全の手続)

第12条 条例第15条第2項の規定により債務者に対し、担保の提供、保証人の保証等を求めようとするときは、担保等請求書を債務者に送付しなければならない。

2 前項の規定により提供を求める担保は、次に掲げるところによる。

- (1) 泉南市財務規則第80条に規定する有価証券

- (2) 法令等の規定により抵当権の目的とすることができる物
- (3) 確実と認められる金融機関等の保証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、確実と認められる担保
(徴収停止の手続)

第13条 債権管理者は、条例第16条の規定により徴収停止の措置をとる必要があるときは、徴収停止の金額及び徴収停止の理由その他必要な事項を記載した書類を作成し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による徴収停止の措置をとった後、事情の変更等によりその措置を維持することが不適当となったときは、直ちにその措置を取りやめなければならない。
- 3 徴収停止を継続する期間は、おおむね1年の期間とする。

(履行延期の特約等の手続)

第14条 債権管理者は、条例第17条の規定により履行期限を延長する特約又は処分をしようとするときは、債務者からの履行延期申請書の提出を待って履行期限を延長する特約又は処分をする理由その他必要な事項を明らかにした書類を作成し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 債権管理者は、前項の承認があったときは、直ちに履行延期承認通知書を作成し、債務者に送付しなければならない。
- 3 前項の通知書には、履行延期の特約又は処分を継続する理由がなくなったときは、その承認を取り消すことがあることを付記しなければならない。
- 4 債権管理者は、履行延期の特約又は処分をする場合においては、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をする場合は、最初に履行延期の特約又は処分をする日）から5年を超えない期間において、当該延期に係る履行期限を定めなければならない。
- 5 債権管理者は、前項の規定により履行延期の特約又は処分をする場合には、延納利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく財務大臣が定める率により算定される額）を付するものとする。ただし、延滞金又は遅延損害金が減額される場合については、当該延納利息を減額する。この場合において、第7条第3項又は第8条の規定により準用する第7条第3項の規定は、延納利息の減額に係る申請について準用する。

(免除の手続)

第15条 債権管理者は、条例第18条の規定により債権を免除しようとするときは、免除金額及び免除の理由その他必要な事項を明らかにした書類を作成して市長の承認を受け、債権免除通知書を作成し、債務者に送付しなければならない。

(利用に係る個人情報等)

第16条 条例第20条第1項の規定により収集目的外利用することができる個人情報は、次に掲げるところによる。

- (1) 債務者の当該債権以外の市の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納の金額を含む。）に関する情報
 - (2) 条例第7条から第19条までの規定に基づき市長が行った措置又は処分に関する情報
 - (3) 本市以外の機関若しくは団体若しくは個人が当該債務者に対して行った差押え若しくは担保権の実行に関する情報、債務者に係る破産手続開始決定若しくは民事再生手続開始決定に係る情報又は債務者の相続人に係る限定承認その他の相続に関する情報のうち、裁判所その他の公的機関からあった公告又は通知に関する情報
 - (4) 債務者の所在が不明な場合における当該債務者との連絡に必要な情報
- 2 債権管理者は、前項に規定する個人情報を収集目的外利用しようとするときは、決裁手続を経て、滞納者情報照会書により照会しなければならない。
 - 3 債権管理者は、前項の照会があったときは、遅滞なく、決裁手続を経て、滞納者情報回答書により回答するものとする。

(議会への報告事項)

第17条 条例第18条第3項又は条例第19条第2項の規定により議会に報告する事項は、次に掲げるところによる。

- (1) 免除又は放棄した債権（延滞金等の徴収金を含む。以下同じ。）の名称及び金額
- (2) 債権を免除又は放棄した日
- (3) 債権を免除又は放棄した理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第21条第2項の規定により議会に報告する事項は、次に掲げるところによる。

- (1) 訴訟の提起に係る債権の名称及び金額
- (2) 債務者の表示
- (3) 訴訟の提起の理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

(債権管理対策会議)

第18条 市の債権の管理に関し必要な事項を検討するため、債権管理対策会議を置く。

2 債権管理対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(泉南市財務規則の一部改正)

2 泉南市財務規則（昭和59年泉南市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第150条から第157条までを次のように改める。

第150条から第157条まで 削除

第158条を次のように改める。

(債権に関する通知)

第158条 課長は、貸付金に係る債権で次の各号のいずれかに該当するものについて、毎年度の末日において調査し、債権現在高通知書（別記第53号様式）により、5月10日までに会計管理者に通知しなければならない。

- (1) 償還について据置期間が設定されているもので、年度の末日において償還義務が生じていないもの
- (2) 債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行っているもので、年度の末日において償還義務が生じていないもの

別記様式第19号を次のように改める。

別記様式第19号 削除

別記様式別記様式第48号から第52号までを次のように改める。

別記様式第48号から第52号まで 削除